

## 自己評価型ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る フレームワークに対する第三者意見の開始について

株式会社日本格付研究所（JCR）は、このたび「自己評価型ポジティブ・インパクト・ファイナンス（自己評価型 PIF）」に係るフレームワーク（本フレームワーク）に対する第三者意見の提供を開始しましたのでお知らせいたします。

JCR は、これまで金融機関による PIF に係るフレームワークに対して、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性を確認し、第三者意見を付与しています。この場合は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動の与えるポジティブ・インパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営で行われるものでした。今回の自己評価型 PIF では、金融機関等ではなく、事業会社等が事業主体として上記の運営を行い、「ポジティブ・インパクト金融原則」に沿った体制を整備し、自社のインパクト特定・KPI 設定を行い、貸付人と対話を行いながらモニタリング等を実践する形式となります。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなります。第1原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第2原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第3原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第4原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることです。これら4つの原則への適合性について、事業会社等が事業主体となった場合も同様に確認します。

また、本フレームワークは自社のインパクトを自己評価するものであるが、PIF を実行する金融機関では、責任銀行原則において、銀行業務を通じてインパクトに対する配慮をポートフォリオベースで求められています。その点を踏まえ、自己評価型 PIF では、フレームワークや評価書の作成・公表およびモニタリングにおいて、主要金融機関や本フレームワークでの貸を実施した金融機関などとの対話を実施すること、毎年貸付を実施した金融機関からのエンゲージメントを受けることを想定しています。

JCR では、今般の新たなサービス開始を通じて、日本におけるインパクト志向の投融资の推進とサステナブル・ファイナンス市場の健全な発展に引き続き貢献してまいります。

### <本件に関するお問合せ先>

株式会社 日本格付研究所 サステナブル・ファイナンス評価本部 評価部  
TEL:03-3544-7016(担当:川越・深澤)

### 株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号  
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル